# 第7回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 議事録

### 1. 概要

日時:平成29年3月2日(木) 16:00~18:00

場所:電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A·会議室B·会議室C

# 出席者:

大山 力 座長 (横浜国立大学大学院 工学研究院 教授)

穴井 徳成 委員代理(東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット 系統広域連携 推進室 室長)

市村 拓斗 委員(森・濱田松本法律事務所 弁護士)

牛窪 恭彦 委員 (株式会社みずほ銀行 産業調査部長)

沖 隆 委員 (株式会社F-Power 副社長)

菅野 等 委員(電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長)

鍋田 和宏 委員(中部電力株式会社 執行役員 グループ経営戦略本部 部長)

松村 敏弘 委員(東京大学 社会科学研究所 教授)

松村 道明 委員代理 (関西電力株式会社 電力流通事業本部 チーフマネージャー)

山影 雅良 オブザーバー (資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長)

曳野 潔 オブザーバー (資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力需給・流通政策室長)

小川 要 オブザーバー (資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電力市場整備室 室長)

恒藤 晃 オブザーバー (電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課長)

石川 浩 オブザーバー (電力・ガス取引監視等委員会事務局総括企画調整官)

中田 賢司 オブザーバー代理 (JXエネルギー株式会社 電気事業グループマネージャー)

西山 大輔 オブザーバー (丸紅新電力株式会社 代表取締役社長)

松島 聡 オブザーバー (日本風力開発株会社 常務執行役員)

真野 秀太 オブザーバー (SBエナジー株式会社 制度渉外グループマネージャー)

# 欠席者:

秋元 圭吾 委員(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員) 岡本 浩 委員(東京電力ホールディングス株式会社 常務執行役 経営技術戦略研究所長)

大久保 昌利 委員 (関西電力株式会社 電力流通事業本部 副事業本部長)

大村 博之 オブザーバー (JXエネルギー株式会社 リソーシズ&パワーカンパニー 電気事業部 執行役員)

### 議題:

- (1)間接オークション導入に伴う詳細設計について
- (2) ガイドラインについて
- (3) 2016年度中間とりまとめ(案)について
- (4) 今後の進め方について

#### 資料:

- (資料1) 議事次第
- (資料2) 間接オークションの導入に伴う詳細設計について③
- (資料3) 連系線利用ルールの見直しに係る経過措置対象事業者等の望ましい行為(仮称)について
- (資料4-1)地域間連系線利用ルール等に関する検討会 2016年度中間取りまとめ (案)

(資料4-2) 2016年度中間取りまとめ(案)の概要

(資料5) 今後の検討の進め方(案)

### 2. 議事

○ 事務局 電力広域的運営推進機関 石坂企画部長より、議事次第の説明が行われた。

#### (1)間接オークション導入に伴う詳細設計について

○ 議題(1)間接オークション導入に伴う詳細設計について、事務局 電力広域的運営推進機関 下村事務局長補佐より、資料2に沿って説明が行われた。

# ○ 東京大学 松村委員

- 今回の事務局の転売禁止を正当化しようと資料は、1点を除いて、私には全く理解できない。経済 学者が参加した委員会で、このような理屈、紐付けのない世界で合理的に行動すれば現れない事 象を根拠に転売禁止を正当化するのは勘弁して頂きたい。
- 資料2のスライド2、私の発言とともに掲載されている内容だが、私が言ったことではない。なぜ経過措置で2円のアドバンテージを使い、その分安くならなくてはいけないのか理解できない。しかしいずれにせよ撤退のインセンティブを歪めるということはいった通り。より重要な点、流動性を低めるというのは正しく含めていただいた。それ以外のさまざまな問題、例えば「小売り事業者に割り当てると決めた

- のだが、こんな風に転売されてしまったら、発電事業者はどのような利益があるのか。だれに割り当てるのかという議論を始めなくてはならない」としたら、紐付けはもうないのだから、転売不可能としても同じ問題が起きるはず。
- 従って、これらが転売を禁止するという理屈になるということは到底思えない。ただ、積極的に違う商品にする可能性を残すというメリットは納得した。これを根拠として、転売不可能とすべき整理するなら、受け入れる。転売可能とすると、あとから買った人と最初に割当てられた人の区別が、技術的に非常に難しい。特定負担をしてまでこれを得た人がいたとして、バッティングするようなことが起こった時には、お金を出して積極的に得た人を優遇する制度も、違う商品として位置付ければ自然に可能になる。転売可能として同じ商品としまうとその自由度を失うし、それでも違う商品にするなら混乱しかねない。そのような理由であれば、受け入れる。
- ただ、この場合、「普段は300の容量があり、権利としては300分を発行することが可能。そのうち、経過措置で100が抑えられ、残りが200」の場合、今までであれば、工事等で運用容量が減った時に、全ての利用者に比例的に削減していたものを、経過措置分100を先に削減し、それでも足りなければ、お金を出して取得した人も負担する、という風に優先順位をつけることも可能になる。市場分断が起きやすくなっているときでも、お金を出した人が優先的に保護されるようになれば、費用負担の誘因を損ねないという観点からも望ましい。最終的にそのようになるかは別として、自由度を確保したい、そのために積極的に違う商品と位置付ける。そうすると、転売可能としても流動性が高まるということもない。今回は、積極的な提案として、とりあえず事務局の提案を受け入れる。しかし、今後、実際の制度設計段階になって、経過措置も特定負担をして権利を得た人も同じ扱いにすべき、というような議論が今から見えているのであれば、この段階でまだ積極的に反対する。もっともさすがにこの検討会にそんな無体なことを言う人はいないと思うので、現時点では、事務局の提案を受け入れる。

#### ○ 石坂企画部長

- 理屈については、整理させて頂く。
- むし結論自体に異議がある方がいらっしゃれば、ご意見いただきたい。

### 〇 大山座長

● 他にご質問ご意見が無いようであれば、議題(1)については松村委員のご指摘を受け、資料を 修正する。

#### (2) ガイドラインについて

○ 議題(2)ガイドラインについて、事務局 電力広域的運営推進機関 下村事務局長補佐より、 資料3に沿って説明が行われた。

### ○ 菅野委員

- 間接オークションの導入に伴う既存契約の考え方について、整理いただき、ありがとうございます。これで私どもも協議を始めることができる。
- 資料3のP4では、連系線を介して、異なる事業者で電気の授受が行われている計画は、計21件ある。そのうち、当社が関連する計画は、半分程度はあるが、全てではないと思う。小売り側で登録している事業者に対して、広域機関の方から当事者であるということを極力早めに注意喚起して頂ければ、協議のスタートも切りやすいし、モレも無くなるのではないか。
- 差し替えが自由になると、送電事業者側が差し替えの自由を行使することによって利益が出る可能性があることをご指摘いただいた。しかし、相対契約価格よりもマーケット価格が安ければ、相対契約になんらか不合理な点があるということになり、小売事業者からは、すぐに契約を解消するか値下げの要求が行われる。今までもそういった事例がある。発電事業者としては、現実には、発電事業者側に多くの利益が貯まることはないというのが実感である。

#### ○ 下村事務局長補佐

● 一点目にご指摘いただいた、既存相対契約の当事者である小売事業者への注意喚起については、 事務局で検討させて頂く。

## ○ 市村委員

- 私からは、3点についてコメントさせて頂く。
- 1 点目は、差金決済契約の在り方についてである。連系線を中心としたこれまでの議論について、 地内についても、事業者にとって何がプラスかという観点から検討されるべき。もちろん様々な事情が あるため、一概には言えないが、重要な観点である。
- 次に、資料3のP16についてである。非常に細かい話になるが、これまで得ていた利益自体を奪うことは必ずしも必要ではない。例えば「10円の相対契約で電気を売っており、原価費用9円で、1円余った」場合、その1円分は、発電小売り間でシェアすべき利益ではない、と考えている。その意味では、先ほどおっしゃった二部料金制の料金と市場価格を見れば、適切な利益配分ができるのではないか。
- 3点目は、CO2排出係数との関係についてである。今までは、連系線を使う時に、JEPXを通さないことによって、例えば非 FIT の水力やバイオマス由来の電気がエリア跨ぐ際に CO2ゼロで移転されていた。全ての電気をスポット市場に投入しなくてならなくなった時にどうなるかについては、議論が必要である。私見だが、非化石価値取引市場の創設があれば、そちらで取引すべきであるし、当該取引市場ができるまでは、そもそも非化石価値と電気の価値は分離されているため、相対契約の中で電気価値と切り離した非化石価値を取引するという事も、一つの考え方としてあるのではないか。

## ○ 曳野オブザーバー

- 市村委員からご指摘があった P28 の関係について。来週、電力システム改革関連のさまざまな課題についての詳細設計を行う審議会を立ち上げたいと考えている。既存契約の見直しに関しても、できるだけ早い段階で議論できるよう対応したい。
- 非化石価値に関しては、環境省と経済産業省が共同で開催している排出係数検討会において、 今週の火曜日に議論された。従来、相対契約でエリアを跨いで送っている送電分について、排出係 数を特定した形で送れるかどうかについて議論している。具体的な対応については、おそらくは、取引 される排出係数が平均係数よりも良い場合と、悪い場合の両方があると思う。それぞれについて、 望ましい対策を議論した上で、今議論している連系線ルールに触れることがないよう、検討を進めた い。
- 最後に、資料 3 P13-14 あたりで事業者間精算について記載していただいているが、実際の精算の形としては、JEPX から受電側・送電側にこのような形で資金が移転されるかは、別途技術的な検証が必要である。
- グロスビディングの議論でもあったが、電気事業の場合、収入金課税があるため、トランザクションが増えるほど、税金がかかるという議論になる。グロスビディングの場合は、相殺して一括で取引をするという位置づけで、税務当局と議論しているところである。資料3での説明は、あくまでもメカニズムとしての説明と理解しているが、現実の取引においてどのような資金および会計上の扱いがなされるかについては、詰める必要がある。

## 〇 大山座長

● ありがとうございました。他には特段の異論はないようなので、議題(3)の説明へ進む。

## (3) 2016年度中間とりまとめ(案)、(4) 今後の進め方について

○ 議題(3)2016年度中間とりまとめ(案)及び議題(4)今後の進め方について、事務局電力広域的運営推進機関石坂企画部長より、資料4−1、資料4−2、資料5に沿って説明が行われた。

### ○ 石坂企画部長

- これはあくまで、国にご提案申し上げる案という位置づけの資料である。
- 中身については今までの議論を集約したものである。新しい情報は入っていないので、詳細な説明は割愛し、構成だけ説明させて頂く。

## ○ 関西電力 松村委員

● 資料4のP25に関して、前々回の検討会で弊社大久保より、連系線潮流の予測管理について 技術的に対応可能かどうか、実務実態に照らしつつ協議させていただきたいとお願いした。座長から も、検討が必要とのコメントを頂いた。その後、広域機関のご協力のもと、本件については実務者にて具体的な検討が始まっており、現在進行している。そのため、現時点では課題の1つと位置づけ、検討結果を待って、連系線潮流の予測管理の主体や対応の手続きを議論してはどうか。間接オークションを介した連系線利用の方式が導入された後に、現在の広域機関の業務規程にあるような連系線の計画潮流の管理業務などを、どのように位置付けてゆくかという課題も含めた検討になると思う。

# ○ 石坂企画部長

● 細かい運用ルールについては、連系線潮流の算定だけではなく、様々な観点がある。P34には、さらなる詳細運用について、引き続き検討を行うと書かせていただいている。P25の表現については、より的確な表現があれば、意見照会の際にご指摘いただきたい。

# 〇 関西電力 松村委員

● それでは意見照会にて、文言について指摘させていただく。

### 〇 大山座長

- 明日より、2016年度中間取りまとめ(案)に対する事業者意見募集を行う。
- 以上で本日の議事はすべて終了した。

以上